

令和 年 月 日

物件所有者

住所

氏名

空家等情報の外部提供等に関する届出書

これは、多久市空き家バンクへの登録に際し、多久市と空家等対策に関する協定を結んでいる公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部へ、空家等に関する情報を提供することについての所有者の意思を示す届出書です。個人情報の外部提供に関する説明事項を裏面に記載していますので、提供の目的や内容をご覧になられたうえでご記入ください。

記

私は、裏面に記載の説明事項を理解した上で、空家等情報を外部提供することに

☐ 同意する

☐ 同意しない

空き家バンク登録番号 【 】

多久市空家等情報の外部提供に関する説明事項

- 1 これは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、空家等情報の外部提供にあたって、所有者等の同意を得ようとするものです。
- 2 外部提供の目的は、「空家等の管理不全防止」「空家等の不動産取引の促進」「空家等の利活用促進」です。
- 3 提供する空家等情報は、多久市空き家バンクに登録されている情報のうち「所有者の氏名」「所有者の連絡先(電話番号)」「登録物件の所在地・構造・間取り・写真等の物件情報」です。なお、登録日より概ね 6 ヶ月経過し成約に至っていない物件を対象とします。
- 4 情報の提供先は、多久市と「多久市における空家等対策に関する協定書」を締結している次の県内不動産関連団体です。
 - ・公益社団法人 全日本不動産協会佐賀県本部
 - ・公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会上記団体は、秘密の保持について、関係する法令等を遵守し、当該協定により知り得た個人情報の目的外使用及び会員(各団体所属の不動産会社)以外の第三者への漏洩の禁止について協定書に記載のうえ相互捺印しております。
- 5 所有者等の同意があるときに限り上記団体に対し空家等情報を提供します。所有者等の同意がないときは、外部提供いたしません。
- 6 空家等情報の提供を受けた団体若しくは団体に所属する会員(各団体所属の不動産会社)は、所有者等に対し物件情報に関する提案、相談、交渉等を直接行います。この提案等に基づく契約等については、市は関与しません。また、不動産関連の契約等を含む一切の紛争については当事者間で解決していただきます。
- 7 事業者の提案等については、内容に応じて費用が発生する場合があります。
- 8 空家等情報の外部提供に関する取組みについては、多久市環境課空き家・空き地対策係(TEL 0952-75-8440)が所管しています。